

28 全宅連発政策第 60 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県協会長 殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 小林 勇



「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」
の策定・公表について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、課税情報を含む空き家所有者情報について、市町村はそのままでは民間事業者等の外部に提供できず、また、個人情報条例等に抵触するのではないか等の懸念から、空き家所有者情報の民間事業者等への提供は進んでおりませんでした。

そこで、国土交通省では、市町村が空き家所有者情報を民間事業者等の外部に提供するに当たっての法制的な整理、所有者の同意を得て外部に提供していく際の運用の方法及びその留意点等を内容とする標記ガイドライン（試案）を策定し、公表いたしました。

本ガイドラインが活用されることにより、本会がこれまで要望してまいりました空き家所有者情報の外部提供が促され、市町村と民間事業者等の連携による空き家の流通、利活用の促進が期待されます。

つきましては、標記資料を下記のとおりご送付いたしますので、空き家所有者情報の外部提供に係るお取り組みの参考としていただければ幸いです。

敬 具

記

1. 空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案） …… 1 式

※本ガイドライン（試案）は国土交通省 HP に掲載されております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000117.html

以 上